

奈良県告示第五百十九号

平成二十八年十月奈良県告示第二百五十七号（児童福祉司並びに指導及び教育を行う児童福祉司の数の定め）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

本則中「同条第六項」を「同条第七項」に、「指導及び教育を行う児童福祉司」を「指導教育担当児童福祉司」に改める。

二中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に、「指導及び教育を行う児童福祉司」を「指導教育担当児童福祉司」に改める。